

公益財団法人いわてリハビリテーションセンターの  
評議員及び役員の報酬等に関する規則

公益財団法人いわてリハビリテーションセンター定款第 16 条及び第 31 条に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給基準を下表のとおりとする。

区 分		金 額	
報 酬		10,000円	
費用弁償等	日 当 (1日につき)	甲地方	3,500円
		乙地方	2,600円
	宿 泊 料 (1夜につき)	甲地方	13,100円
		乙地方	11,800円
	食 卓 料 (1夜につき)		2,600円

- 注 1 日当及び宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第 1 の 1 の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 3 以上により難い事案については、公益財団法人いわてリハビリテーションセンター職員旅費規則に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 25 年 8 月 1 から適用する。